

概要

- 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に係る指定申請書を、都道府県知事に提出しなければならない。
- また、都道府県知事が臨床研修病院を指定する場合は、医師法第16条の2第6項により、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、指定することとされている。

協力型臨床研修病院の新規指定申請について

- 対象医療機関名：社会医療法人公徳会 若宮病院
- 申請内容：若宮病院から、基幹型臨床研修病院である山形大学医学部附属病院を経由して、協力型臨床研修病院の新規指定申請があったもの。

協力型臨床研修病院の指定の基準及び審査状況

【指定基準】

- (1) 今後の移転計画の有無
- (2) 医師(研修医を含む)の員数
- (3) 研修に必要な設備
- (4) 病歴の管理責任者
- (5) 医療安全管理体制
- (6) 精神科の診療要員

【審査状況】

- 無
- 満たしている
- 確保している
- 配置している
- 確保している
- 配置している

- 審査結果：医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令等に基づき、県において書類審査を実施した結果、指定要件を満たしていると認められることから、若宮病院を協力型臨床研修病院として指定してはどうか。

協力型臨床研修病院の指定に係る今後のスケジュール(予定)

令和6年2月16日(本日)	山形県地域医療対策協議会において指定に係る協議
令和6年4月1日	協力型臨床研修病院として指定(基幹型臨床研修病院においてプログラム変更、R7研修医募集開始)
令和7年4月1日	協力型臨床研修病院として研修開始